十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援若しくは児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等又は法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	支援の種類	割合
一級地	（略）	（略）
	（略） （略）	（略）
	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	（略）
	（略）	（略）
二級地	（略）	（略）
	（略） （略）	（略）
	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	（略）
	（略）	（略）
三級地	（略）	（略）
	（略） （略）	（略）
	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	（略）
	（略）	（略）

地域区分	支援の種類	割合
一級地	（略）	（略）
	放課後等デイサービス 主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千百二十
	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百五十二
	（新設） 保育所等訪問支援	千分の千百二十四
	（略）	（略）
二級地	（略）	（略）
	放課後等デイサービス 主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十六
	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百二十二
	（新設） 保育所等訪問支援	千分の千九十九
	（略）	（略）
三級地	（略）	（略）
	放課後等デイサービス 主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十
	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百十四
	（新設） 保育所等訪問支援	千分の千九十三
	（略）	（略）